

延岡市防災ラジオの販売に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において市民等へ適切な緊急情報等をより確実に伝達することを目的とした防災ラジオを、販売することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急情報等 津波予報、気象特別情報、避難情報その他の災害緊急情報及び市長が特に必要と認める情報をいう。
- (2) 防災ラジオ 国、県及び市の災害時の緊急情報等、FMのべおかの放送局を通じて発信される緊急割込放送の自動起動機能を備えたラジオをいう。
- (3) 販売予定台数 当該年度において市が販売する予定の防災ラジオの台数をいう。
- (4) 災害警戒区域 次に掲げる区域をいう。

ア. 国及び宮崎県が公表する想定最大規模の洪水浸水想定図において浸水が想定される区域

イ. 宮崎県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

ウ. 宮崎県が設定する津波浸水想定図において津波による浸水が想定される区域

- (5) 避難行動要支援者 高齢者、要介護認定者、障がい者等のうち、自ら避難することが困難であって、避難に支援を要する者をいう。
- (6) 避難支援者 避難行動要支援者の避難を支援する者をいう。

(販売の対象)

第3条 販売の対象は、市内に居住する者（以下「市民」という。）並びに、市内に事務所又は事業所を有する法人、自治会及び任意団体（以下「法人等」という。）とする。

- 2 防災ラジオの販売台数は、1世帯につき1台（法人等の場合は事務所又は事業所につき1台。）とする。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(受信確認)

第4条 防災ラジオの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、延岡市防災ラジオ受信確認申込書（様式第1号）を提出し、市が所有する防災ラジオ（以下「受信確認用防災ラジオ」という。）の貸与を受け、FMのべおかの受信確認をすることができるものとする。

- 2 受信確認用防災ラジオの貸与を受けた者は、貸与された日から5日以内に市へ返却しなければならない。

(受信確認用防災ラジオの弁償)

第5条 受信確認用防災ラジオの貸与を受けた者は、故意又は過失により、受信確認用防災ラジオを汚損、破損又は紛失した場合には、速やかに報告するとともに、弁償しなければならない。

(申込み)

第6条 防災ラジオの購入を希望する者は、延岡市防災ラジオ購入申込書（様式第2号）（以下「購入申込書」という。）を提出しなければならない。

(販売の決定及び通知)

第7条 市は、前条により購入申込書を受領した時はこれを審査し、適当と認めたときは、販売の決定をする。

2 前項の場合において、申込台数が販売予定台数を上回った場合は、別表第1に定める優先順位により販売者の決定を行うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

3 市は、購入申込書を提出した者に対し、第1項の決定を行った者（以下「販売決定者」という。）に対しては、延岡市防災ラジオ販売決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 市は、販売を行わない者に対しては、延岡市防災ラジオ申込結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(引渡し)

第8条 市は、延岡市防災ラジオ販売決定通知書に引渡しの日時、場所等を記載するとともに、購入負担金の納付書を同封し、販売決定者に送付するものとする。

2 市は、購入負担金の納付確認後、防災ラジオを販売決定者に引き渡すものとする。

3 市は、防災ラジオ引渡し後の返品については、原則として、受け付けないものとする。

(購入負担金)

第9条 販売決定者の防災ラジオの販売に係る購入負担金は、別表第2に定める額とする。

(申込みの繰越し)

第10条 市は、延岡市防災ラジオ申込結果通知書を送付した者のうち、申込みの繰越しを希望する者について、翌年度までは、購入申込みを繰越すことができるものとする。

2 前項の申込みの繰越しを行った者の販売決定の市の判断については、第7条に定めるとする。

(申込みの取下げ)

第11条 販売決定者は、防災ラジオを受け取るまでの間、延岡市防災ラジオ申込取下書兼購入負担金返還申出書（様式第5号）により購入申込みの取下げ及び購入負担金の返還を申し出ることができるものとする。

2 市は、前項の申し出があった場合で、販売決定を行っていたときは、決定がなかったとみなす。

(販売決定の取消し)

第12条 市長は、販売決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事実確認の後に販売の決定を取り消し、又は既に販売した当該防災ラジオの返還を求めることができるものとする。

- (1) 偽り又はその他の不正な方法により、防災ラジオの販売の決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由又は購入の意思がなく、納付書の期限満了日までに購入負担金を納付しないとき。
- (3) 正当な理由又は購入の意思がなく、引渡し期間内に防災ラジオを受領しないとき。

2 市は、前項の決定取消しを行ったときは、延岡市防災ラジオ販売決定取消通知書(様式第6号)により、販売決定者に通知するものとする。

(転売等の禁止)

第13条 販売決定者は、防災ラジオを他に転売又は譲渡してはならない。

(維持管理等)

第14条 防災ラジオの使用に係る電池の交換、修理、その他防災ラジオを受領した後に要する一切の経費は、販売決定者が負担するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(別表第1)

販売決定における優先順位

販売決定は、販売決定時点での以下の区分により優先順位を決定するものとする。
なお、同順位にある複数の者から選定する場合は、抽選により決定するものとする。

優先順位	区分
第1順位	災害警戒区域内に居住する75歳以上の高齢者
第2順位	災害警戒区域内に居住する身体障がい者等手帳交付者
第3順位	災害警戒区域内に居住する要介護認定者
第4順位	災害警戒区域外に居住する75歳以上の高齢者
第5順位	災害警戒区域外に居住する身体障がい者等手帳交付者
第6順位	災害警戒区域外に居住する要介護認定者
第7順位	第1～3順位の避難支援者
第8順位	災害警戒区域内に所在する法人等のうち、延岡市地域防災計画に規定する要配慮者利用施設
第9順位	第6～8順位の避難支援者
第10順位	災害警戒区域外に所在する法人等のうち、延岡市地域防災計画に規定する要配慮者利用施設

※第1順位から第3順位の複数条件に該当する者は、最上位に位置する。

※第4順位から第6順位の複数条件に該当する者は、第3順位の次に位置する。

(別表第2)

販売に係る防災ラジオ購入者の購入負担金

区分	金額
1. 販売決定時点で別表第1の優先順位 第1順位から第6順位の者	2,000円
2. 1以外の者	実費相当額